

## ○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

平成29年3月10日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会  
会長 橋本 昌

### 1 委託業務の内容等

#### (1) 委託業務名

平成29年度 観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託業務

#### (2) 委託業務内容

茨城県への誘客、県産品の販路拡大及びイメージ向上を図るため、茨城県観光情報ポータルサイト「観光いばらき」(以下「ホームページ」という)を中心に、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。

#### (3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

### 2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(4) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第15号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 業務委託者の選定

#### (1) 選定方法

担当部局内に設置する審査委員会において、提出された企画書の内容を(2)の評価項目に基づき、審査したうえで決定します。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

業務実施方針及び手法等	① 業務内容との理解度 ② 提案内容的確性 ③ 提案内容の独創性 ④ 提案内容の実現性 ⑤ 手法の妥当性 ⑥ 見積額の妥当性
業務の実施体制	⑦ 要員配置等の適切性 ⑧ 配置予定者の専門性・実績
会社の業務実績	⑨ 同種または類似業務の実績

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、審査委員会終了後に通知します。
- イ 審査の内容については一切公表しません。
- ウ 結果についての異議申し立ては一切認めません。

4 手続等に関する事項

(1) 担当部局

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局  
(茨城県商工労働観光部観光局観光物産課 宣伝誘客グループ)  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
電話 029-301-3622 (直通) FAX 029-301-3629  
E-mail kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

- ア 交付期間 平成29年3月10日から平成29年3月23日まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- イ 交付場所 上記(1)の担当部局と同じ。
- ウ 交付方法 イにおいて直接交付または下記URLからのダウンロードしてください。  
(<http://www.ibarakiguide.jp/>)

なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の受付窓口事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 平成29年3月24日(金)午後5時必着
- イ 提出先 上記(1)の担当部局と同じ。
- ウ 提出方法 持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。

5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会と受託者が共同で保有する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他詳細については説明書による
- (7) 当該公告に係る平成29年度当初予算が否決された場合には、当該公告によって生じた権利義務は効力を失う。